

ブラインド等の紐による縊頸防止に係る法的規制等について

(財) 自治体国際化協会シドニー事務所

文責：迫田明巳所長補佐

1 法的規制の概要

オーストラリアでは、「2010年コード付きブラインド等の安全基準に係る商取引規則」¹が2010年8月に制定され、2010年12月31日以降に販売される商品に基準が適用されている（ただし、2010年12月31日から2011年6月30日までの間については経過措置が設けられている）。

規則の制定の基となったオーストラリア公正取引・消費者委員会（ACCC）²の報告書によると、元々はオーストラリアの各州においてブラインド等の製品基準が設けられていたが、2006年頃からの連邦政府レベルでの製品基準（ブラインド等に限らず）の統一化の動きにあわせ、ブラインド等の製品基準の統一化も行なわれたとされている。なお、連邦政府レベルでの基準の統一化は、各州の製品基準の内容にほとんど相違がないことや、製品の安全基準は全国的に統一することが望ましい等の州政府の要請を受けて実施されてきたとされている。

2 連邦レベルでの法的規制までの経過

アメリカの消費者安全委員会³によると1991年から2005年の間に同様の事故死が200件報告されており、また、オーストラリアの検死官情報システムによれば、2000年以降、少なくとも10人の子どもがブラインドのコード等による事故で死亡している。

そのような事故の報告を受け、2002年9月1日にアメリカの製品基準⁴を基にオーストラリアで初めてNSW州がブラインド関連製品の基準を制定し、その後、各州でも同様の動きが見られていく。（次頁表1）

連邦政府は当初、「製品基準は今後販売される商品にしか適用されない」「すでに新しい商品は問題を回避するために改善がなされている」などのような理由から製品基準の強化よりも消費者教育の方がより効果的と考え、2003年に「Safety Alert! Blind & Curtain Cords」と題したリーフレットやポスター⁵を配布・掲示し、ブラインド等の使用方法と危険性に関する消費者教育キャンペーンを実施するなどの対策を講じてきた。また、連邦政府では、それにあわせてブラインド関連製品の製造業者に対しても既存の基準を遵守するように働きかけを行ってきた。

¹ Trade Practice (Consumer Product Safety Standard – Corded Internal Window Coverings) Regulations 2010

² Australian Competition and Consumer Commission

³ US Consumer Product Safety Commission

⁴ American National Standard for Safety of Corded Window Covering Products ANSI/WCMA A100.1-1996

⁵ 資料1 参照

前述のとおり、2006年頃から連邦レベルでの製品基準（ブラインド等に限らず）の統一化の動きが見られるようになり、ACCCが各州と連携しながら製品基準の制度化に向け取り組みを始めた。また、各州の既存の規則の中で数々の課題が生じていたことも統一の基準を制定する機運となった。

最終的にACCCは、これまでの既存の州の製品基準に置き換わって、商取引法⁶の下に新たな全国的な基準を設けることとし、その原案は各州の基準を基に策定された。原案の基本的な考え方は、コード付きの全てのブラインド等の製品は、「コードに子どもの手が届かないようにするようする方法」及び「注意事項と安全に設置・使用する方法」についての情報とともに販売されなければならないこととされ、製造者、輸入者、販売者、設置者、各州、子どもの安全に関する機関や専門家及び消費者などの意見を聴取した後、最終的に2010年12月31日に「2010年コード付きブラインド等の安全基準に係る商取引規則」として施行され、同時に各州の製品基準は廃止された。

なお、このような製品基準の統一化の動きの中においても、2008年から2009年にかけてACCC及び各州が共同で、製造業者、販売業者、不動産業者及びメディアに協力を求め、以下のようなメッセージをブラインド等の利用者に広く伝える消費者教育キャンペーンも行なわれてきた。

Loose blind and curtain cords can kill

「束ねていないブラインドやカーテンのコードは死を招きます」

Fix them out of reach so the kids are out of danger

「子どもを危険にさらさないために、コードは子どもの手の届かないところに」

表1 各州のブラインド等に係る製品基準

	製品基準	施行年月日
ニューサウスウェルズ州	公正商取引規則	2002.9.1
西オーストラリア州	消費者法に係る命令 (カーテン及びブラインドコード)	2004.1.14
首都特別地域	公正商取引規則 (消費者製品基準)	2004.7.23
タスマニア州	危険製品の販売に係る命令	2004.10.6
クイーンズランド州	公正商取引規則	2006.2.3
ビクトリア州	危険製品の供給禁止命令	2008.12.31
南オーストラリア州	危険製品宣言	2009.1.27
北部準州	製品供給禁止規則	2009.2.13

⁶ Trade Practices Act 1974

3 2010年コード付きブラインド等の安全基準に係る商取引規則

第1条 規則の名称

この規則の名称は「2010年コード付きブラインド等の安全基準に係る商取引規則」という。

第2条 規則の始期

この規則は、登録された日の翌日から施行される。

第3条 目的

この規則は、1974年商取引法第65条C(2)の事項を満たすために、コード付きブラインド等の安全基準について定めたものである。

第4条 適用

この規則は、2010年12月31日以降に販売されるコード付きブラインド等に適用される。

第4条A 経過措置

2010年12月31日から2011年6月30日までの間、以下の場合に限り、次表に掲げる規則等による遵守事項を、この規則の第6条から第9条までの遵守事項に読み替えるものとする。

(a) コード付きブラインド等が一つの州（準州を含む）内でのみ販売され、

(b) その製品に係る規則が同一の州（準州を含む）で制定された場合

※次表は前項に掲げる各州（準州を含む）の規則等

第5条 定義

この規則のうち、

「留め具」とは、コードを巻きつけることができ、壁やその他の構造物に取り付けることができるもので、取手付きの棒状の物を備えた装置のことをいう。

「コード」とは、ロープ、ストラップ、紐、チェーン、ワイヤーなどのコード付きブラインド等进行操作するために用いられるものをいう。

「コード付きブラインド等」とは、

(a)カーテンやブラインドのような、窓を覆うもの

(b)カーテンレールやつり棒のような、窓を覆うものと一緒に用いられるもので、室内で用いられ、コードを備え付けたものをいう。

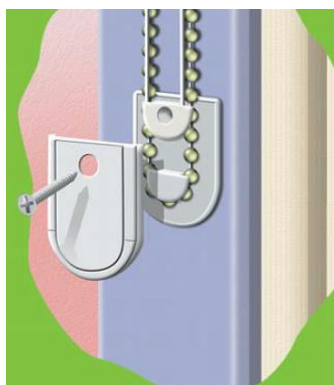
「コードガイド」とは、コードを縮めたり、引っ張ったり、固定したりするための装置をいう。

「商品パッケージ」とは、商品として提供される際に、コード付きブラインド等を入れるパッケージをいう。

【※参考】



【留め具】



【コードガイド】



【コード付きブラインド】

第6条 基準（コード付きブラインド等）

(1) コード付きブラインド等の提供には、以下のものを添付しなければならない。

(a) ブラインド等が商品パッケージに入れられているときは、商品パッケージに注意の表示ラベルが表示されること

(b) 注意の表示ラベル又はタグをコードに付けること

(c) 規則第9条で述べられている情報を含む設置の手引き

(d) 設置の手引きにおけるコードの安全のための必要な情報

(2) もし、コード付きブラインド等がコードガイドとともに販売される場合には、コードガイドは以下のことを備えなければならない。

(a) 70 ニュートンの引張力をかけた条件で、いかなる方向にも10秒間しっかりと保たれるように、壁又は設置指示に具体的に明記された構造物にしっかりと接着されなければならない。

(b)コードの輪が 220mm 以上にならないよう、また、コードガイドの高さが床上 1600mm 以下にならないようにしなければならない。

第7条 基準（製品パッケージへの注意の添付）

- (1) 第6条の(1)(a)で述べられた注意の表示ラベルには次のことが含まれなければならない。「注意：カーテンやブラインドのコードは小さな子どもの死を招く可能性があるので、そのような危険にさらされないように設置されなければならない。設置にあたっては、設置の手引きに従ってください。」
- (2) 上記の表示は読みやすいように、背景色を白色とし、朱書きの大文字で少なくとも 5mm 以上の大きさのフォントで書かれなければならない。

第8条 基準（コードへの注意の添付）

- (1) 第6条の(1)(b)で述べられた注意の表示ラベル又はタグには次のことが含まれなければならない。「注意：小さな子どもが、結ばれていないカーテンやブラインドのコード、チェーンが首に絡まり亡くなっています。コードやチェーンをコードガイドと一緒にしっかりと固定するか、手が届かないようにとめ具に巻きつかせてください。子ども用のベッドや家具をカーテン等のコードやチェーンから離してください。この表示は決してはがしてはいけません。」
- (2) 上記の表示は読みやすいように、「注意」という文字を大文字で少なくとも 5mm 以上のフォント、その他の文字を小文字で少なくとも 1.5mm 以上のフォントで書かれなければならない。

第9条 基準（設置の手引き）

第6条の(1)(c)で述べられた設置の手引きには以下のことが含まれなければならない。

- (a)子どもの縊頸を避けるためにコード付きブラインド等は、コードの輪が 220mm 以上にならないよう、その高さが床上 1600mm 以下にならないように設置されなければならないとの説明。
- (b)上記(a)の内容を遵守するためのコード内蔵ブラインド等の設置方法について、以下の内容を含む具体的な提案
 - (i)コードの輪が 220mm 以上になるのを防ぐためにコードが十分に固定又は張られている場合は、コードガイドは床上 1600mm 以下に設置することができる旨の説明。
 - (ii)コードガイドが床上 1600mm 以下に設置される場合には、子どもがコードを外すことができないように設計されなければならないとの説明。
 - (iii)留め具がコードを固定する場合に用いられる場合には、子どもが留め具からコードを外さないように、床上 1600mm 以上に留め具を設置しなければならないとの説明。

SAFETY ALERT!

BLIND & CURTAIN CORDS

Young children can strangle themselves on looped blind and curtain cords. Take these steps to keep your children safe.



Be aware that children can climb onto furniture and play with blind and curtain cords.

Make sure that your child's cot, bed, highchair or playpen are not placed near a window where they can reach the curtain or blind cord.



Make sure that curtain and blind cords are not left hanging within the reach of children.

The bottom of any cord should be at least 1800 millimetres above the floor.



If you have vertical blinds, install a cord tensioning device (available from hardware stores or curtain shops) which encloses the cord or chain loops.



Wrap the cord around a cleat (available from hardware stores) attached to the wall near the top of the curtain or blind.



Important notice: The information on this document is general in nature and does not constitute an offer of insurance or any other financial product. It is not intended to be used as a substitute for professional advice. The ACCC is not responsible for any loss or damage caused by reliance on this information. Nothing in this document is intended to be used as a basis for any legal proceedings. The ACCC is not responsible for any loss or damage caused by reliance on this information. © 2010 Australian Competition and Consumer Commission. All rights reserved.